

## 入札条件

### 1 中間前金払と部分払の選択について

請負代金額が 1,000 万円以上で、かつ、工期が 150 日を超える工事（地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）附則第 3 条第 2 項に該当する工事（以下「東日本大震災の特例に該当する工事」という。）においては、請負代金額が 300 万円以上の工事）（債務負担行為又は継続費に係る契約（以下「債務負担行為等に係る契約」という。）にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が 1,000 万円以上で、かつ、当該会計年度の工事实施期間が 150 日を超える工事（東日本大震災の特例に該当する工事においては、いずれかの会計年度の出来高予定額が 300 万円以上の工事）については、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証を受けた上で中間前金払を請求することができるので、この場合は、中間前金払と部分払のいずれかを選択するものとする。

なお、その選択については、落札決定後に届け出るものとし、その後においては変更することができない。

### 2 中間前金払の請求

- (1) 中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の 2 分の 1（債務負担行為等に係る契約にあつては、当該会計年度の工事实施期間の 2 分の 1）を経過し、かつ、工程表で示す工期の 2 分の 1（債務負担行為等に係る契約にあつては、当該会計年度の工事实施期間の 2 分の 1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の 2 分の 1（債務負担行為等に係る契約にあつては、当該会計年度の出来高予定額の 2 分の 1）以上の額に相当するものである場合に行うものとする。
- (2) 契約締結にあたり、部分払を請求する旨の届出を行っている場合には、中間前払金の支払を請求することはできない。

### 3 部分払の請求

契約締結に当たり、中間前金払を請求する旨の届出を行っている場合には、部分払（債務負担行為等に係る契約にあつては、原則として各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできない。